

資料編

1 関連法令

調布市高齢者総合計画は、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」の2つの計画を総称した名称となっています。以下は、その根拠となる「介護保険法」及び「老人福祉法」の抜粋です。

(1) 介護保険法抜粋（平成27年4月1日施行）

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

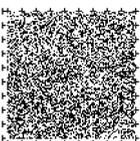
3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

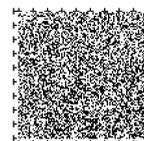
二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項



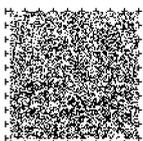
- 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



(2) 老人福祉法抜粋（平成27年4月1日施行）

（市町村老人福祉計画）

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第一百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



2 調布市高齢者福祉推進協議会条例

わたしたち調布市民は、住み慣れたまち「ちょうふ」で生涯にわたって有意義に、かつ、主体的に暮らすことを願う。

わたしたち調布市民は、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような高齢者福祉施策の展開を求めるとともに、自ら活動し、地域の福祉力の向上に努める。

わたしたち調布市民は、超高齢社会を迎える中で、介護保険をはじめとする高齢者福祉を自らの課題として受け止め、市民と行政とが一体となって総合的に高齢者福祉を推進することを目的に、相集い、情報を共有し、協働して課題解決に当たるため、この条例を制定する。

(設置)

第1条 前文に規定する基本理念に立脚し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険を含む高齢者福祉施策（以下「高齢者施策」という。）を総合的に推進するため、調布市高齢者福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

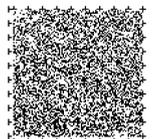
第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、調整等を行うものとする。

- (1) 国、東京都、次条第1項第2号及び第3号に掲げる団体等その他関係する団体からの情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 苦情対応等の総合調整及び事例検討に関すること。
- (3) 介護保険の啓発活動に関すること。
- (4) 介護保険と介護保険以外の高齢者福祉施策とのサービス調整に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画又は法第117条に規定する介護保険事業計画に相当するものとして策定する高齢者総合計画（以下「高齢者総合計画」という。）への市民の意見の反映に関すること。
- (6) 高齢者総合計画等のモニターに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 法第9条第1号に掲げる第1号被保険者及び同条第2号に掲げる第2号被保険者並びにこれらの者以外の市民5人以内



- (2) 市民による地域福祉活動を行う組織，市内で活動する介護支援専門員の組織並びに法の規定に基づき市内で居宅サービス及び施設サービスを行う事業者の組織の推薦する者3人以内
 - (3) 保健，医療及び福祉の関係機関等の推薦する者7人以内
 - (4) 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）第5条に規定する調布市介護認定審査会の委員2人以内
- 2 市長は，特に必要があると認めるときは，前項各号に掲げる者以外の者を臨時に委員として委嘱又は任命することができる。

（委員の任期）

- 第4条前条 第1項に規定する委員の任期は，3年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は，再任することができる。この場合において，再任された後の通算の任期は，6年を超えることができない。
 - 3 前条第2項に規定する臨時の委員の任期は，3年以内の期間でその都度市長が別に定める。

（会長及び副会長）

- 第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置く。
- 2 会長は，委員が互選し，副会長は，会長が指名する。
 - 3 会長は，推進協議会を代表し，会務を総理する。
 - 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（招集）

- 第6条 推進協議会は，会長が招集する。

（定足数及び表決数）

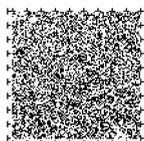
- 第7条 推進協議会は，委員（第3条第2項に規定する臨時の委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 推進協議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

（部会）

- 第8条 第2条に規定する所掌事項について調査研究するため，推進協議会に部会を置くことができる。
- 2 前項に規定する部会の組織，運営方法その他必要な事項については，規則で定める。

（顧問）

- 第9条 推進協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は，高齢者施策に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 3 顧問は，市長，会長その他規則で定める者の求めに応じて，高齢者施策に関する意見を述べ，又は推進協議会若しくは部会に出席する。



(意見の聴取)

第10条 会長又は規則で定める者は、推進協議会又は部会の運営上必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者を推進協議会若しくは部会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 推進協議会及び第8条に規定する部会の会議は、これを公開する。ただし、別に定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 推進協議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年6月規則第62号で、同12年6月22日から施行)

附則(平成19年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

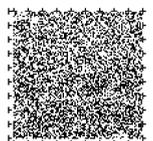
附則(平成20年3月24日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第8条第1項各号の改正規定は、平成20年6月22日から施行する。

附則(平成28年9月23日条例第36号)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間において、この条例による改正後の調布市高齢者福祉推進協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。

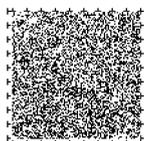


3 第8期調布市高齢者総合計画策定体制

【調布市高齢者福祉推進協議会委員】

(順不同・敬称略)

	氏名	推薦団体	役職
委員	兼子 久	調布市老人クラブ連合会	
	桑田 篤郎	調布市自治会連合協議会	
	根本 幸一郎	調布市国民健康保険運営協議会	
	若宮 拓郎	公益社団法人調布青年会議所	
	池野上 昇	介護支援専門員調布連絡協議会	
	奥田 洋	介護保険サービス事業者調布連絡協議会	
	星野 良二	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社	
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所	
	小川 聡子	公益社団法人調布市医師会	会長
	乙黒 明彦	一般社団法人調布市歯科医師会	
	石坂 玲子	一般社団法人調布市薬剤師会	副会長
	矢田部 弘行	調布市民生児童委員協議会	
	原口 彰男	調布市地域包括支援センター連絡協議会	副会長
	田内 一代	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	
	中山 大寿	調布市介護認定審査会	
塚本 小夜子	調布市介護認定審査会		
モニター員	吉塚 美弥	公募	
	阪井 由美子	公募	
	中原 久江	公募	
	鈴木 健太郎	公募	
	竹田 瑛子	公募	
	原 仁美	公募	
	小川 芳昭	公募	
	西垣 泰子	公募	
	渡辺 愛彦	公募	
顧問	市川 一宏	ルーテル学院大学教授	
	内藤 佳津雄	日本大学文理学部心理学研究室教授	



4 高齢者福祉推進協議会開催経過及びパブリック・コメント

(1) 調布市高齢者福祉推進協議会

回	日程	主な審議内容
第1回	令和2年 6月4日(木)	○第8期調布市高齢者総合計画の施策体系について ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について
第2回	7月2日(木)	○住環境の整備について ○在宅生活を支えるサービスについて
第3回	8月13日(木)	○介護予防の取組と生活支援の展開について ○医療と介護の連携について
第4回	9月10日(木)	○認知症施策について ○ケアラーへの支援について
第5回	10月1日(木)	○第7期介護保険事業計画の振返り ○第8期介護保険事業計画について
第6回	11月12日(木)	○今後の進め方、計画「トピックス」について ○計画「I. 総論」について
第7回	12月17日(木)	○計画「I. 総論」について ○計画「II. 各論」について
パブリック・コメント(令和2年12月21日～令和3年1月22日)		
第8回	令和3年 1月28日(木)	○第8期高齢者総合計画の完成に向けた工程について ○パブリック・コメントの実施結果(案)について ○掲載コラムについて
第9回	2月18日(木)	○第8期高齢者総合計画(案)について ○介護保険事業の円滑な運営について

(2) パブリック・コメント

第8期調布市高齢者総合計画の策定に当たっては、広く市民の意見を求めるためにパブリック・コメントを実施しました。

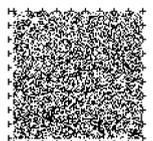
① 意見募集の概要

募集期間	令和2年12月21日(月)から令和3年1月22日(金)まで
周知方法	令和2年12月20日号市報及び市ホームページ
閲覧場所	高齢者支援室(市役所2階)、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、みんなの広場(調布市文化会館たづくり11階)、総合福祉センター、市内各図書館・公民館・地域福祉センター(染地・入間を除く)、教育会館
提出方法	直接又は郵送、FAX、Eメールで高齢者支援室まで提出

② 意見募集の結果概要

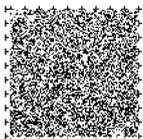
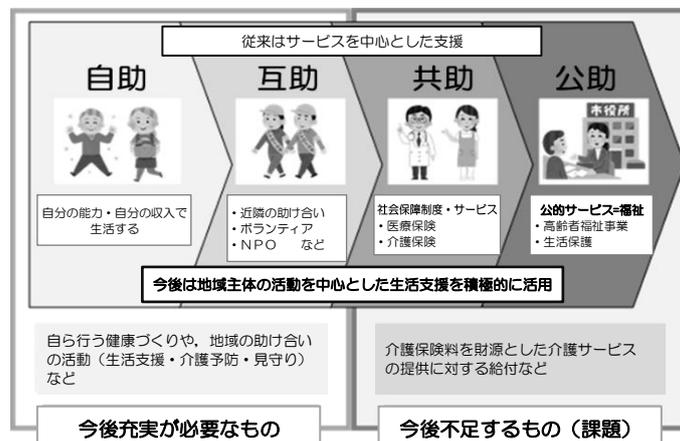
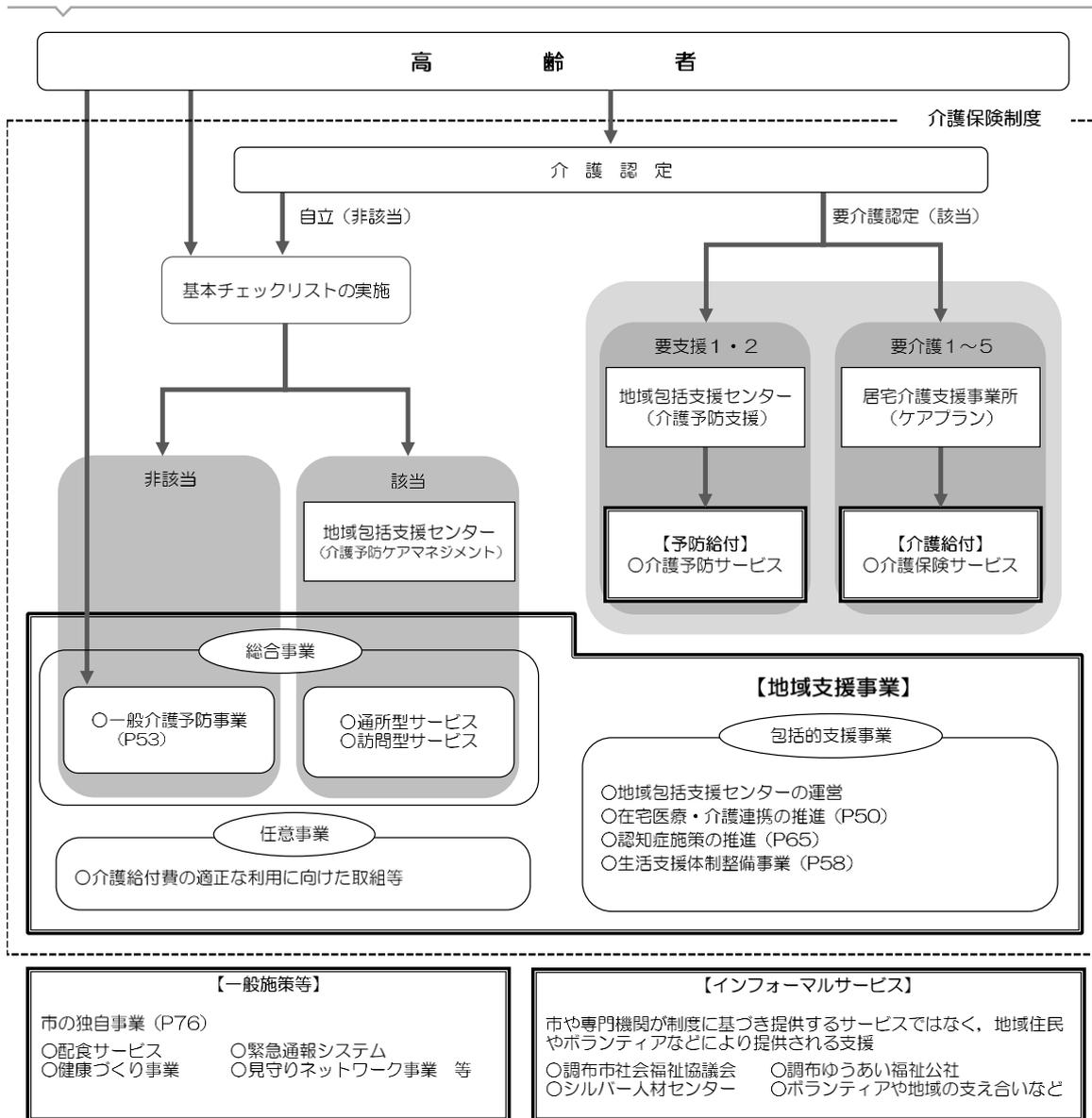
【意見提出者数】2人

【意見提出件数】2件



5 高齢者施策と介護保険サービス

(1) 市の高齢者施策イメージ図



(2) 介護保険サービス一覧

① 介護保険サービス・介護予防サービス

i) 居宅サービス

在宅の高齢者に対して提供される介護保険サービスです。利用者宅でのサービス提供のほか、利用者が施設に通ったり、短期入所するなどの形態があります。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・掃除・洗濯などの家事、生活等に関する相談や助言など日常生活上の必要な援助を行うサービスです。

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要支援・要介護認定者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

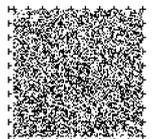
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士が要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。

居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

要支援・要介護認定者に対して、病院・診療所又は薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理・指導などを行うサービスです。

通所介護（デイサービス）

施設に通所する要支援・要介護認定者に対し、食事・入浴などの介護と各種レクリエーションなどを提供することで、心身機能を維持・回復させるほか、介護に従事する家族の負担を軽減させるサービスです。



通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

施設に通所する要支援・要介護認定者に対し、リハビリテーションのほか、食事・入浴などの介護、各種レクリエーションなどを提供するサービスです。

短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

要支援・要介護認定者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の援助及び機能訓練を受けるサービスです。

短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

要支援・要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練などの必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。

特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護認定者に対して提供される、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活の援助、療養上の世話などを行うサービスです。

福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要支援・要介護認定者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

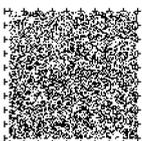
要支援・要介護認定者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の給付を受けることのできるサービスです。

住宅改修／介護予防住宅改修

要支援・要介護認定者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取付けや段差解消など、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行うサービスです。

居宅介護支援／介護予防支援

要支援・要介護認定者が自立した日常生活が送れるよう、心身の状況や置かれている環境に応じたケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスが提供されるよう事業者を紹介し、契約締結を手伝うサービスです。



ii) 地域密着型サービス

住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを受けることができるよう、平成17年度の介護保険法改正に伴い、創設されたサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者宅への定期的な巡回や、本人又はその家族からの随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を受けるほか、看護師等による療養の支援を受けます。

夜間対応型訪問介護

利用者宅への定期的な巡回又は随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を提供する夜間専用のサービスです。

認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

施設に通い、認知症高齢者に配慮した介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。

小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の選択により通所・訪問・泊まりを組み合わせ、介護、日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

1ユニットが5から9人の少人数制で、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、介護、日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

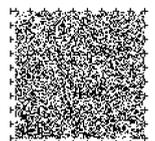
介護保険の事業者指定を受けた定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護等を受けることができる介護専用型特定施設です。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受けます。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問介護・泊まり・訪問看護のサービスを一体的かつ柔軟に利用できるサービスです。



地域密着型通所介護（小規模デイ）

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、介護、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

iii) 介護保険施設サービス

介護保険施設に入居する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて提供されるサービスをいいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

介護老人保健施設（老健）

在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。

介護医療院

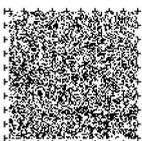
要介護認定者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護保険施設として平成30年度に創設されました。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療を行う施設です。

② 地域支援事業

要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が主体となって行う事業です。



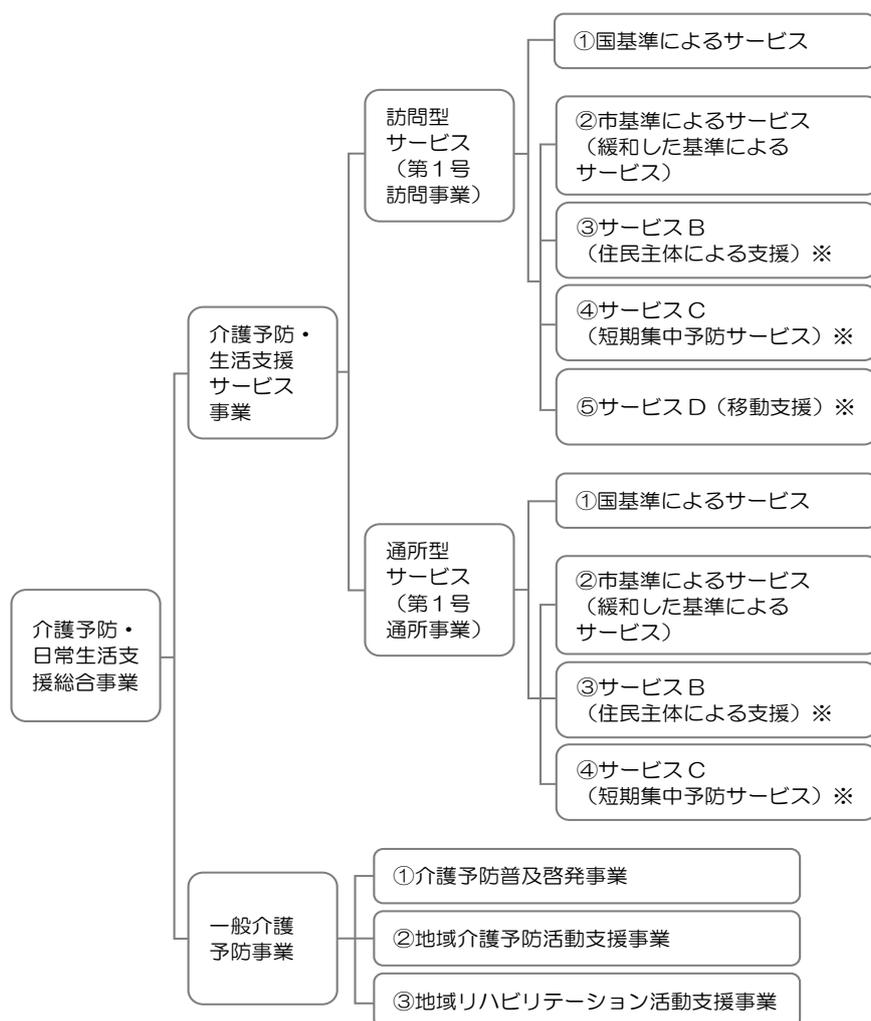
i) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

●介護予防・生活支援サービス事業

地域の事情に応じて多様な介護予防と生活支援のサービスを提供するため市区町村で実施するもので、訪問型サービス・通所型サービスなどがあります。

●一般介護予防事業

全ての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、介護予防の普及啓発や住民主体の通いの場の充実、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するものです。



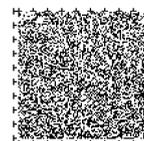
※は現在検討中のため未実施です。

ii) 包括的支援事業

在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策の充実など、住み慣れた地域で自立して生活するために必要な環境の整備を行う事業です。

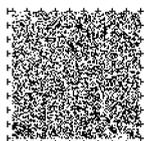
iii) 任意事業

市町村が地域の実情に応じて独自に行う事業です。

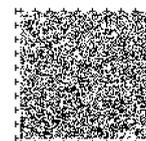


(3) 調布ゆうあい福祉公社が行う高齢者福祉サービス【令和2年度】

事業名	事業内容
ホームヘルプサービス	利用会員の登録後、掃除・買い物・食事の支度、洗濯・薬とり、外出・通院の付き添いなど、自立した生活を送るために必要なサービスの援助を行う。
食事サービス	何らかの理由で食事づくりが困難な方などに、利用会員の登録後、栄養バランスを考えた手づくりの食事を宅配し、様子の確認を行う。
生活支援コーディネーター事業「ちょこっとさん」	ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯の方に電球の取替えや物の上げ下ろし等のちょっとした作業を、地域のボランティアがお手伝いする。
在宅福祉サービスに関する生活相談	ソーシャルワーカーによる相談。
医師による健康相談	医師による専門相談（内科・精神科、各6回）
弁護士による法律相談	弁護士による専門相談
福祉用具等の相談、貸出	福祉用具・介護用品の相談等
地域包括支援センター事業	社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が配置され、①総合相談支援業務（高齢者に関する様々な相談を受ける）②介護予防マネジメント業務③権利擁護業務④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務⑤その他、介護保険制度の説明、案内、申請代行、利用のための支援等を実施。
見守りネットワーク事業	調布市が実施する見守りネットワーク（みまもっと）の相談先の一つ（地域包括支援センター）として、地域住民・関係機関・協力団体及び市が相互に連携し合うネットワークづくりの構築を実施。
居宅介護支援事業	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプランを作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。
地域開放支援事業	地域住民に開かれた施設づくり。ボランティアの受入れ・地域交流事業。
通所介護事業／総合事業（通所型サービス・国基準）	介護保険の要支援・要介護認定を受けた高齢者の方に、趣味活動・機能訓練（リハビリ）・昼食・送迎・入浴等のサービスを提供する。
総合事業（通所型サービス・市基準）	介護保険の要支援認定者及び総合事業対象者の方に、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）市基準通所型サービスについて、機能訓練プログラムの実施結果に基づいた運動方法の実践を行い、身体機能の客観的改善等を評価し、フレイル予防や介護度の悪化予防に取り組む。
訪問介護事業	介護保険の要介護認定を受けた方に対して、ケアプランに基づき、自宅を訪問し、身の回りの支援を行う。
総合事業（訪問型サービス）	介護保険の要支援認定者及び総合事業対象者に、ケアプランに基づき、自宅を訪問し、身の回りの支援を行う。
認知症対応型通所介護事業	認知症疾患を持つ要支援・要介護認定を受けた方に、認知症になっても地域で生活が続けられるよう、通所介護施設として送迎、食事、入浴、趣味及び生きがい活動のサービスを提供する。

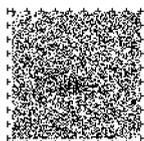


事業名	事業内容
家族会	家族介護者の懇談会を実施。介護情報の提供、介護技術の習得の場を提供する。
ボランティアの受入	様々な活動や行事に個人・市民団体・学校等がボランティアとして参加することを受け入れる。
ボランティア交流会	ボランティア同士の横のつながりをつくる。活動に関する意見や感想を知り、ボランティア活動の推進と地域交流を図る。
軽度生活援助事業（見守り事業）	認知症高齢者の見守り。認知症の方で日常生活上の援助が必要な方に、見守りやその他必要に応じた援助を行う。
福祉講演会	福祉・医療・保健等に関する情報提供と普及啓発のため講師を招いて開催。
機関紙「ゆうあいほっとらいん」	主に会員・利用者に向けて情報を提供する。
広報紙「ゆうあい」	広く市民に向けて普及啓発・情報提供（市内ポスティング）をする。
認知症高齢者等を介護するケアラー（介護者）支援マップ	市内の「認知症高齢者を介護するケアラー（介護者）支援マップ」を年1回最新情報に更新。
出張説明会	地域の催しに出向き、住民参加型事業を広く市民に向けて普及啓発・情報提供。
協力会員・登録ボランティア説明会	随時、地域に出向き開催。協力会員や登録ボランティア（ちょこっとさん）を募集。
男性のための料理講座	中高年者に社会参加・交流の機会を提供し、生きがいの創出、コミュニティづくり、介護予防につなげる。
フォークダンス講座	中高年者に社会参加・交流の機会を提供し、生きがいの創出、コミュニティづくり、介護予防につなげる。
だれでもカフェこくりょう	地域での認知症への理解を広めるとともに、交流の場として、認知症当事者とその家族、地域住民など誰でも参加できる「だれでもカフェ」を、調布市国領高齢者在宅サービスセンターで開催。
だれでもカフェぷちぼあん	地域での認知症への理解を広めるとともに、交流の場として、認知症当事者とその家族、地域住民など誰でも参加できる「だれでもカフェ」をデイサービスぷちぼあんで開催。
家族介護者向け介護技術講座	公社の専門職が、おむつのあて方や排泄後の処理方法等、自宅で家族を介護する際の注意点やコツについて、実演を交えながらアドバイスをを行う。 家族介護者向け介護技術講座は、介護者が参加できるように、だれでもカフェの開催に合わせて開催。出張介護技術講座については、認知症高齢者等の介護者を支える市内のグループ等と連携し、必要に応じて開催。
ホームヘルパー出張派遣	ホームヘルパー等介護職が出張（出前）し、介護のノウハウや注意点等を伝授するとともに、心配事等の相談を受ける。
介護予防サロン（グリーンクラブ・おなかまクラブ）	高齢者や活動を終了した協力会員でも参加できる社会参加の機会提供、介護予防・地域づくりに向けた支援。
認知症サポーター養成講座事業	認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成。継続的に開催されている、地域団体、企業、学校については、新しく入った方向けに開催。学校や企業等未開催の団体については、地域包括支援センターと連携を図りながら呼びかけを行う。
認知症サポーターフォローアップ研修	講座の復習、認知症当事者体験や地域見守り訓練の実施



(4) 調布市社会福祉協議会が行う高齢者福祉サービス【令和2年度】

事業名	事業内容
高齢者会食サービス事業	市内10か所の地域福祉センターで、週1回ボランティアによって調理された食事を高齢者とボランティアが会食することで、高齢者の健康増進と孤独感の緩和並びに安否確認を行う。
ほのぼの電話訪問	電話訪問員（ボランティア）が、ひとりぐらしの高齢者等へ電話をし、高齢者の孤独感の緩和と安否確認を行う。
高齢者訪問理美容サービス	要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方の自宅に、理容師又は美容師が訪問して調髪を行う。
見守りあんしん訪問	ひとりぐらしの高齢者等に、週2回乳酸菌飲料を配達することにより安否の確認と孤独感の緩和を図る。
友愛訪問事業	友愛訪問員（ボランティア）が、ひとりぐらしの高齢者等を訪問し、話し相手になることで孤独感の緩和と事故の未然防止を図る。
車いす貸出事業	歩行困難等車いすが必要な方に対し、散歩や外出、通院の援助や日常生活の便宜を図る。
ウィンドウ美術館	障害児・者、高齢者の絵画、書道、手工芸品の発表の場を設けることにより、障害児・者、高齢者への理解を深め、福祉の向上を図る。
福祉有償運送に係る補助金交付	市内に居住している要介護者、要支援者、身体障害者等の移動困難者の移動手段確保のため、福祉有償運送に使用する福祉車両等に係る経費に対して補助金を交付。
総合福祉センター入浴サービス	家庭での入浴や公衆浴場の利用が困難な方に入浴の機会を提供。
ふれあい給食	小学校の教室を利用し、ひとりぐらしの高齢者等に学校給食を提供するとともに、趣味活動、利用者同士の交流、児童との会食等を行う。
通所介護・国基準通所型サービス「アイビー」	介護保険要支援・要介護認定を受けた方、事業対象者に、機能訓練を中心に趣味・運動・音楽等の活動や食事サービスを提供。
市基準通所型サービス「よつば」	総合事業における調布市独自の基準による通所型サービスとして、利用者が要介護状態になることを予防するための運動機能向上プログラムや利用者間交流の機会を提供。
知って活かそう介護予防	運動を中心としつつ、栄養・口腔・認知症に関する介護予防の講話を行う。



6 SDGs（エスディージーズ）の達成に向けた取組の推進

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取組が行われています。

特に、17のゴール（目標）の中には、ゴール11として「住み続けられるまちづくりを」（Goal11. Sustainable cities and communities）という目標が掲げられており、この目標をはじめ、他の16の目標の達成に向けて、公共・民間各層の一つである自治体の果たすべき役割が重要であることも示されています。

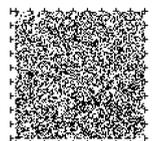
日本では、平成28（2016）年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、自治体がSDGsの推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にもSDGs達成のための取組が位置づけられています。

SDGsの目指す17のゴール（目標）は、国レベルで取り組むものが含まれ、調布市基本計画の分野別計画に位置づけた31施策とそれに連なる各事業・

取組とは、対象や規模は異なりますが、その目指すべき方向は共通するところが多くあります。調布市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、調布市基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めることで、SDGsの目標達成につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



高齢者福祉に関連する項目

(1) 地域包括ケアのネットワークの構築

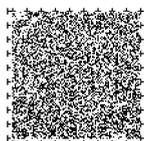
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	【主な取組】 ○地域包括支援センターの機能強化 ○医療と介護の連携強化 ○認知症高齢者等への支援の充実 ○在宅生活を支えるサービスの充実 ○ケアラー（介護者）への支援
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	17.17	様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	

(2) 介護予防の取組と生活支援の展開

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	【主な取組】 ○社会参加と生きがいづくり ○健康づくり・介護予防の推進 ○支え合いの地域づくりの推進
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	17.17	様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	

(3) 介護保険事業の円滑な運営

 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	【主な取組】 ○介護保険事業の円滑・適正な運営 ○地域密着型サービス等の整備 ○サービスの質の向上への取組
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11.1	2030年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	17.17	様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	



7 用語集

【ア行】

アウトリーチ

「外に手を伸ばす」ことを意味します。福祉の分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことを言います。

一般介護予防事業

→「資料編P149参照」

【カ行】

介護医療院

→「資料編P148参照」

介護サービス

要介護認定で要介護1から5と認定された人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたものです。

介護支援専門員

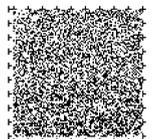
要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談、適切な居宅サービス・施設サービスを利用するための、ケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整を行う専門職です。利用者が必要とする全てのサービスの調整を図る（ケアマネジメント）重要な役割を担います。「ケアマネジャー」とも呼ばれます。

介護保険施設サービス（施設サービス）

→「資料編P148参照」

介護予防サービス

要支援1，2の認定を受けた方が利用できる介護保険のサービス。訪問看護や福祉用具貸付などがあります。



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

従来、全国一律で実施されていた介護予防給付を、要支援の認定を受けた方の多様な生活ニーズに対応するため、従来の規制を緩和し、NPOやボランティアなどを含めた多様な主体による、地域の実情に応じた多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして、平成27年4月1日施行の改正介護保険法において位置づけられた事業です。→「資料編P149参照」

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

→「資料編P148参照」

介護老人保健施設（老健）

→「資料編P148参照」

通いの場

「介護予防・フレイル予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」等のため、集会所などの地域に開かれた場所。地域の住民が運営する地域住民の集う場。厚生労働省では、高齢者本人や家族、支援者等に対して、居宅においても健康を維持するため、安心して通いの場の活動を再開するために必要な情報を、特設Webサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」で公開しています。URL: <https://kayoinoba.mhlw.go.jp/>

看護小規模多機能型居宅介護

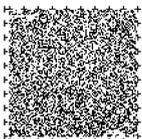
→「資料編P147参照」

基本チェックリスト

介護予防の必要性や利用すべきサービス区分（一般介護予防事業・サービス事業及び給付）の振り分けを行うためのツールで、運動機能の低下、低栄養、口腔機能の低下などの項目から構成されます。総合事業の利用の際には、市や地域包括支援センターに相談に来た高齢者に対して、必ず基本チェックリストにて本人の状況を確認することとなっています。

居住支援協議会

高齢者、障害者、子育て世代などの民間賃貸住宅への入居が難しい市民（住宅確保要配慮者）の住まい確保を支援するための協議会で、市内に存する不動産関係団体、居住支援団体、調布市の3者の連携により運営されます。



居宅サービス

→「資料編P145・146参照」

ケアプラン

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた利用計画です。要介護についてのケアプランの作成は居宅介護支援事業者が行い、要支援についてのケアプランの作成は、地域包括支援センターが行います。

ケアマネジメント

介護サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、本人が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、そのプランに従って、利用者に適切で効果的なサービスを提供することです。

ケアマネジャー

→「介護支援専門員」

高額療養費

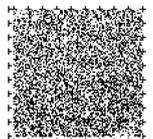
健康保険、国民健康保険などの医療保険制度で、被保険者（組合員）又はその被扶養者が療養に際して支払った一部負担金等の額が高額となった場合に支給される給付のことです。同一の月に保険医療機関等で支払った費用の額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給されます。75歳以上の方は、後期高齢者医療制度により同様に支給されます。

後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のこと。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者（市町村）が、共同して事務処理等を行うために、各都道府県に設置している法人です。その業務は、①保険者の事務の共同処理、②診療報酬の審査支払、③保健事業等があります。このほか、介護保険法において、①介護給付費の請求に対する審査支払、②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者施設に対する指導や助言を行います。また、介護給付費等請求審査を行うために、国民健康保険団体連合会には介護給付費等審査委員会が置かれています。



【サ行】

在宅医

在宅医療を行う医師。

在宅医療

自宅で生活したいけれど医療が必要、でも通院することが難しいといった時に、住み慣れた自宅等で安心して医療を受けられる仕組みのこと。医師、歯科医師、看護師、薬剤師、理学療法士など多くの専門職の協力のもと必要な治療を受けることが可能です。

社会貢献型後見人（市民後見人）

弁護士などの専門職や親族以外で、市区町村等が実施する研修や実習を受けて養成され、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人をいいます。

若年性認知症

若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症をいいます。老年期に発症するものとの間に病理的な違いがあるわけではありません。しかし、若年性認知症は、老年期で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。

小規模多機能型居宅介護

→「資料編P147参照」

住まいぬくもり相談室

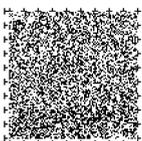
自力で住宅を確保することが困難な方を包括的に支援するための相談窓口です。民間賃貸住宅の情報や福祉サービス、行政支援などを提供します。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、その方を援助する人を選任する制度です。家庭裁判所に申立てをすることにより援助者が選ばれる法定後見制度と、将来判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ誰に何を援助してもらうかを契約しておく任意後見制度の2つがあります。

前期高齢者

高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人のこと。



【夕行】

ターミナルケア（終末医療）

治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のことです。延命のための治療よりも、QOL（生活の質）の向上を目指し、身体的苦痛や死への恐怖をやわらげ、残された人生を充実させることを重視します。

多摩南部成年後見センター

調布、日野、狛江、多摩、稲城の5市が共同運営する成年後見センターです。第三者による成年後見を受けることが困難な、所得や財産のない方に、後見事務を提供するために設立された法人です。判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担っています。

団塊の世代

第二次世界大戦後、昭和22年から24年までに生まれた世代のこと。

地域共生社会

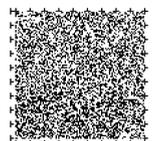
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。平成29年2月7日、厚生労働省「我が事丸ごと」地域共生社会実現本部によって、「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程が取りまとめられました。

地域ケア会議

地域包括支援センターが、担当地区ごとに行う会議で、自治会や民生児童委員、ケアマネジャーのほか、医療機関など地域の関係団体に参加を呼びかけ、高齢者が抱える課題を共有し、解決に向けた検討を行うため実施しています。

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター：SC）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を構築することを目的として設置されます。サービス提供体制の構築に当たっては、地域の様々な関係者と情報交換することで地域高齢者の福祉ニーズを把握し、そのサービスの開発や生活支援の担い手の育成などを行います。



地域支援事業

→「資料編P148参照」

地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを活用可能な資源として捉えた、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。この計画においては、市、社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア団体、NPO団体、民間事業者などが提供する様々なサービスのうち、介護保険外のサービスをいいます。

地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業です。①福祉サービス利用援助事業、②当該事業に従事する者の資質向上のための事業、③福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発事業に分類されます。調布市社会福祉協議会が実施しています。

地域福祉コーディネーター（CSW）

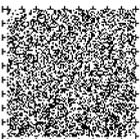
制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、生活課題の解決に向けた取組を行います。地域の生活課題やニーズを発見し、受けとめ、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行います。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み、又は「地域共生社会」を支えるシステム（仕組み）をいいます。国では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる令和7年（2025年）を目途に構築することを国及び各地方自治体の責務として掲げています。

地域包括ケア「見える化」システム

介護保険や医療に関連する情報が地図やグラフを用いて「見える化」され、都道府県や保険者間で比較分析できるシステムのことをいいます。介護保険に関連する情報の一例として、厚生労働省が実施する公的統計調査のデータや自治体ごとの要支援・介護認定データなどが挙げられます。地域の特性にあった地域包括ケアシステムを構築するには、各地方自治体がそれぞれの特徴や課題を客観的に把握することが求められているため、厚生労働省では介護・医療関連情報の「見える化」を推進しています。



地域包括支援センター

高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口です。地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、様々なサービスや地域資源の利用、ネットワーク構築のほか、虐待対応、認知症施策、医療と介護の連携推進を行っています。

地域マネジメント

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組のことです。地域マネジメントの実施に当たっては、「どのような地域社会をつくりたいか」という理念と、その進捗を評価できる具体的な「目標と指標の設定」が重要となります。

地域密着型サービス

→「資料P147参照」

チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者を結び付けるための取組です。(近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人やその家族に対して、早期から生活面の支援等を行います。認知症の人もメンバーとして参加します。)

調整済み認定率

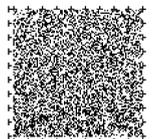
認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を指します。どの地域も全国平均やある地域の1時点と同様になるよう調整することで、第1号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間や時系列での比較がしやすくなります。

ちようふ在宅医療ガイドブック

在宅医療を身近に感じて利用しやすくするために、在宅医療の実態や仕組み、相談先、終末期のあり方などをわかりやすく記載したガイドブックです。

ちようふ在宅医療相談室

病院医療から在宅医療への円滑な移行を目的として、訪問医の紹介と在宅医療に関する相談を行う窓口です。平成22年度から医師会が運営しています。



調布市高齢者家事援助ヘルパー

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の市基準の訪問型サービスを提供する、調布市独自のヘルパーです。対象者の自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理など生活援助を行います。

ちょうふ地域福祉権利擁護センター

調布市社会福祉協議会が事務局となり、高齢者や障害のある方に対して、福祉サービス利用の援助、預貯金の出し入れや支払いの手伝い、年金証書や通帳など大切な書類の預かりサービスを行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

→「資料P147参照」

特定健診（特定健康診査）

40歳から74歳の人に対し、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を抽出する健診。

【ナ行】

日常生活圏域

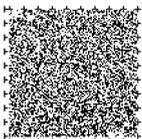
地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件を総合的に勘案し、介護サービスの基盤整備を進めるうえで目安とする区域です。

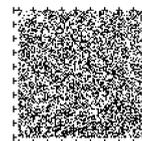
認知症

脳の変性疾患や脳血管障害によって、記憶や思考などの認知機能の低下が起こり、6か月以上にわたって日常生活に支障をきたしている状態のこと。

認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や医療、介護職、認知症サポーターなどの専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場です。介護者の負担軽減や認知症についての正しい知識の普及などを通して、認知症の人や家族を支える地域のつながりを深めることが期待されています。





認知症ケアパス

認知症が疑われる状態から症状が進み、常に介護が必要な状態に至るまで、症状や状態に応じて受けられる医療やサービス、相談窓口、本人・家族の心構えを一連の流れとして示したものです。調布市では、これらを「認知症ガイドブック」という冊子にまとめています。また、このガイドブックは、行政だけでなく、市民、介護福祉関係者、医療関係者のそれぞれが取り組むことを示すことで、地域全体で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためのガイドブックになっています。

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座です。受講者には認知症の方を支援する目印として、認知症サポーターカードが配布されます。

認知症疾患医療センター

地域における認知症医療の中心的役割を担う専門的医療機関です。都道府県及び指定都市が指定するもので、東京都が整備を進めています。認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に関する急性期治療、地域の医療介護との連携・相談などを実施します。調布市では、青木病院が指定されています。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援など、初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームです。

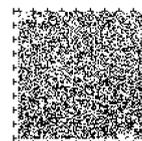
認知症地域支援推進員

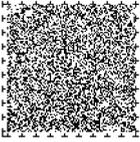
地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人及びその家族を支援する相談業務などを行う者です。市内の各地域包括支援センターに配置されています。

【八行】

避難行動要支援者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する方のこと。





被保険者

介護保険の加入者であり、介護が必要となった際、保険給付の対象となる方です。65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満で医療保険加入者の第2号被保険者に分かります。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のことです。一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能です。予防のためには栄養と運動に社会参加を加え三位一体として取り組むことが大切です。

プラットフォーム

動作する「場所」や「環境」のこと。

【マ行】

看取り

死を避けられないとされた人が、自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活が送れるよう支援していくことです。

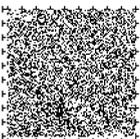
もの忘れ相談シート

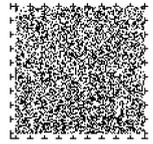
家族や相談機関、医療機関が連携して、一貫した支援を続けるための情報共有に用いられるシートです。家族が認知症の方の状態を記載するシート、相談機関におけるサービスの利用状況等を記載するシート、医療機関で診断結果等を記載するシート、専門医療機関、もの忘れ相談医、診療所の医師同士が連携を図るためのシートなどがあります。認知症についての心配があるにもかかわらず、必要な支援につながっていない方を支援につなげるために用いられます。

【う行】

療養

病気やけがなどを手当し、心身を休めて健康の回復を図ること。治療と養生。





【A～Z】

ACP（アドバンス・ケア・プランニング，人生会議）

将来の変化に備え医療・介護のケア・看取り等について，本人，関係者が話し合い本人の意思決定を支援します。

BPSD

「Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia」の略。認知症の症状には「中核症状」と「BPSD（行動・心理症状）」があり，中核症状は脳の障害によって起こる記憶障害や見当識障害の直接的な症状を指します。BPSDは，周辺症状と呼ばれることがあり，中核症状に付随して発生する二次的な症状，うつ・無気力・無関心，徘徊等を指します。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で，情報伝達技術のこと。

LGBTQ

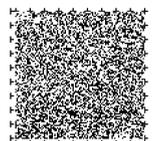
セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表す言葉で，性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られました。Lesbian（レスビアン）は同性を恋愛の対象とする女性，Gay（ゲイ）は同性を恋愛の対象とする男性，Bisexual（バイセクシュアル）は同性も異性も恋愛対象となり得る人，Transgender（トランスジェンダー）は体の性と心の性が異なる人，Questioning（クエスチョニング）又はQueer（クイア）は性的指向や性自認が定まっていない人を意味します。

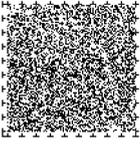
MCI

「Mild Cognitive Impairment」の略で，軽度認知機能障害。認知機能（記憶・決定・理由付け・実行等）のうち一つの機能に問題が生じているが，日常生活に支障のない状態のこと。そのままにしておくと半数の人が認知症へ進んでいくと言われていています。

MCS（メディカルケアステーション）

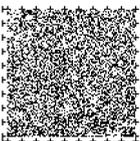
医療介護専用の完全非公開型コミュニケーションツール。多職種連携をサポートし，患者，家族との連絡も安全に行えます。





MSW（メディカルソーシャルワーカー，医療ソーシャルワーカー）

病院等の保健医療の場において，社会福祉の立場から患者やその家族が抱える経済的，心理的，社会的問題の解決・調整を援助し，社会復帰の促進を図る業務を行う者のこと。具体的には，①経済的問題の解決・調整援助，②療養中の心理的・社会的問題の解決・調整援助，③受診受療援助，④退院（社会復帰）援助，⑤地域活動を，患者の主体性やプライバシーの尊重を重視しつつ行っています。



調布市高齢者総合計画

第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

発行日 令和3年3月

発行物番号

発行 調布市

2020-263

編集 調布市福祉健康部 高齢者支援室

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

（電話）042-481-7149（直通）

（ファクス）042-481-4288

（URL）<http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

